

2佐々町監査委員公表第2号

行政監査の結果について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により実施した行政監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり公表します。

令和2年3月30日

佐々町監査委員 野口 末裕  
佐々町監査委員 平田 康範

## 監査結果報告

1. 監査の種別 行政監査
2. 監査の対象 業務委託契約について（12件）  
\* 別添「令和元年度 行政監査 監査対象一覧」のとおり
3. 監査の期間 令和2年2月20日（木）  
令和2年3月24日（火）  
令和2年3月26日（木）
4. 監査の方法  
事前提出資料をもとにヒアリングを行い、法令や町の財務規則に基づいた事務処理の状況について書類審査を行った。
5. 監査の着眼点
  - ①委託の目的  
委託か直営かの検討がなされ、委託の目的が明確にされているか。
  - ②委託先の選定と契約について  
委託先の選定方法は適切になされ、契約方法は適正かどうか。
    - ・ 随意契約の場合、随意契約の理由（随意契約理由書）が明確か。
    - ・ プロポーザル方式の場合、事業者選定までの選定過程等が適正かどうか。
  - ③経費の積算について  
適正に算定されているか、見積徴取方法は適正かどうか。
  - ④契約書、請書、仕様書について  
必要事項が記載され、適切に作成されているか。
6. 監査の結果  
事務処理については、法令や佐々町財務規則に基づきおおむね良好に執行されていたが、3つの契約について下記のとおり指摘事項とする。うち2つの契約については、改善の措置を要する。
7. 指摘事項
  1. 住民福祉課「第1期佐々町地域福祉計画及び第2期佐々町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託」  
標記の業務委託業者選定に係る仕様書では、「計画策定委員会の座長は受託者において選任」とされ、受託者が該当者を提案し、選任している。座長についてヒアリングの際、説明を求めたところ、計画策

定委員会の座長は、会長であるとの回答であった。しかしながら、当該会長については、佐々町子ども・子育て会議条例の第5条において、「会長及び副会長は、委員の互選により定める。」と規定されており、条例の趣旨に則ったものではない。

2. 住民福祉課「放課後児童健全育成事業運営委託」

業務委託契約書中、2021年度の委託料額について、記載誤りであることが確認された。また、「契約保証金」に関する条項について記載されていない。

早急に精査を行い改善されたい。

3. 教育委員会「学力向上対策事業業務委託」

業務委託契約書に袋とじされた別記2「個人情報及び業務情報の取扱いに関する特記事項」の中に「再委託の禁止」について記載されているが、契約書本文に別記2について引用されていない。

業務委託契約書の条項に明記するよう改善されたい。

令和元年度 行政監査 監査対象一覧

No.	業務委託契約名	契約方法	担当課
1	佐々町地域防災計画及び関連計画等策定支援業務委託	随意契約 (プロポーザル方式)	総務課
2	第7次佐々町総合計画及び総合戦略策定支援業務委託	随意契約 (プロポーザル方式)	企画財政課
3	第1期佐々町地域福祉計画及び第2期佐々町子ども・子育て支援事業計画策定業務委託	随意契約 (プロポーザル方式)	住民福祉課
4	放課後児童健全育成事業運営委託	随意契約 (プロポーザル方式)	
5	ごみ収集運搬業務委託(可燃物車)	随意契約	保険環境課
6	(国保) 特定健診未受診者対策事業委託	随意契約	
7	佐々地区ため池マップ浸水想定区域図作成業務委託	随意契約	産業経済課
8	佐々町道路網整備計画策定業務委託	指名競争入札	建設課
9	(下水) 大新田第2排水ポンプ場ポンプ増設工事委託に関する年度実施協定	随意契約	
10	(下水) 小浦雨水ポンプ場長寿命化改築工事委託に関する年度実施協定	随意契約	
11	学力向上対策事業業務委託	随意契約	教育委員会
12	地方公営企業法適用事務支援業務委託	指名競争入札	水道課